

藤沢市市道路線認定基準

道路法（昭和27年法律第180号）第8条に規定する市道の路線を認定する場合の基準を次のとおり定める。

藤沢市市道路線認定基準

- 1 道路の起点及び終点がそれぞれ国道、県道又は藤沢市道に接し、当該道路が交通上重要であること。
- 2 道路幅員が4メートル以上あること。
- 3 側溝、街渠、集水ますの適当な排水設備がもうけられていること。
- 4 道路上に電柱その他の占用物件がないこと、ただしやむを得ない公共施設物については、この限りではない。
- 5 次に掲げる道路については、前各項の規定にかかわらず、市道の路線として認定することができる。
 - (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発行為、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業により築造された帰属道路
 - (2) 本市の道路整備計画により新設し、又は改良した道路
 - (3) 「藤沢市道路用地寄付受入取扱要綱」により寄付された道路
 - (4) その他市長が市道として管理する必要があると認めた道路

(h6.8.11追加告示101号)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示、公表の日から施行する。【平成5年12月1日告示第170号】
(藤沢市市道認定基準の廃止)
- 2 藤沢市市道認定基準（昭和38年藤沢市告示第5号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。